

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 5 年 5 月 30 日	
熊本市長 (宛)	
提出者 住 所 熊本市東区長嶺南二丁目1番1号 氏 名 熊本赤十字病院 院長 平田 稔彦 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 096-384-2111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	熊本赤十字病院
事業場の所在地	熊本市東区長嶺南二丁目1番1号
計画期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	病床数490床
③ 従業員数	1,630名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物→焼却→燃え殻を管理型埋立 引火性廃油 →焼却→燃え殻を管理型埋立

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排 出 量	213.890 t	3.84 t
	（これまでに実施した取組） 院内管理規定に基づき感染性廃棄物と非感染性廃棄物の徹底した分別を行う		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排 出 量	213.000 t	3.84 t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き院内管理規定に基づき感染性廃棄物と非感染性廃棄物の徹底した分別を行う		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 感染性廃棄物について、性状に応じたバイオハザードマークの色分けによる分別を徹底する。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状通り

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	213.890 t	3.84 t
	優良認定処理業者への処理委託量	213.890 t	3.84 t
	再生利用業者への処理委託量	t	3.84 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
	・優良認定処理業者へ委託する ・委託業者と適正な委託契約を締結し、現地にて処理状況を確認		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全 処 理 委 託 量	213.000t	3.84t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	213.000t	3.84t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	3.84t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 中間処理場及び最終処分場を視察して適正処理がなされているか確認する ・ 職員等への分別に関する指導、教育の徹底。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。

4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

8 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画書内訳(前年度(令和4年度)実績)

別紙
(単位:トン)

特別管理産業廃棄物の種類	特別管理産業廃棄物の 排出に関する事項	自ら行う特別管理産業廃 棄物の再生利用に関す る事項	自ら行う特別管理産業廃 棄物の中間処理に関す る事項		自ら行う特別管理産業廃 棄物の埋立処分又は海 洋投入処分に関する事 項	特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
	排出量	自ら再生利用を行った量	自ら熱回収を 行った量	自ら中間処 理により減量 した量	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	全処理委託量	優良認定処理業者への 処理委託量	再生利用業者への 処理委託量	認定熱回収業者への 処理委託量	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量
感染性廃棄物	213.890					213.890	213.890			
引火性廃油	3.84					3.84	3.84	3.84		
合 計	217.730					217.730	217.730	3.840		

特別管理産業廃棄物処理計画書内訳(今年度目標値)

別紙
(単位:トン)

特別管理産業廃棄物の種類	特別管理産業廃棄物の排出に関する事項	自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項		自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
	排出量	自ら再生利用を行う量	自ら熱回収を行う量	自ら中間処理により減量する量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
感染性廃棄物	213					213	213.00			
引火性廃油	3.84					3.84	3.84	3.84		
合 計	216.84					216.84	216.84	3.84		